

5月12日～ ハンセン病患者の人権

来月、6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」です。これにちなんで、今日はハンセン病と人権についてお話したいと思います。

ハンセン病は、人類の歴史上もっとも古くから知られ、恐れられてきた感染症ですが、治療法が確立された現代では完治する病気です。1873年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、ハンセン病と呼ばれるようになりました。

1900年代はじめ、ハンセン病はコレラやペストと同じように恐ろしい伝染病と考えられていました。我が国では1931年に「らい予防法」が制定、全国各地に療養所が建設され、全てのハンセン病患者の強制収容が進められていきました。

ハンセン病患者を療養所に隔離して、ゼロにすることを目的とした「無らい県運動」が活発に行われるようになり、1953年にらい予防法が改正されました。

当時、ハンセン病の治療薬が普及していたにもかかわらず、強制隔離が続き、一度療養所に入所したら一生そこから出ることができなかったのです。

ハンセン病患者は療養所に入所してからも、家族に迷惑をかけないようにと実名を捨て、偽名を名乗る人もいました。また療養所内では断種政策が行われていたため、結婚しても子どもを産むことが許されなかったり、家族や故郷とのつながりが途切れ、病気が治っても家族と一緒に暮らすことができないという生活を、ハンセン病患者は長い間強いられてきました。

また、「無らい県運動」が行われるなかで、保健所の職員などが、ハンセン病患者の住居を大掛かりに消毒したことにより、ハンセン病患者だけでなく、その家族たちへの偏見、差別もさらに高まっていきました。結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた土地から引っ越しを余儀なくされたりするなどの差別も受けました。

「らい予防法」が廃止となり、ハンセン病の隔離政策が終わったのは1996年のことでした。約90年にもわたる誤った国の政策によって「ハンセン病は恐ろしい、治らない」という認識が人々に植え付けられ、今もなおハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っています。

ハンセン病やHIV、新型コロナウイルスなどの感染症は誰にでも起こりうる病気です。偏見や差別を解消するために、感染症に対する正しい知識を持ち、理解を深めていきましょう。